

高压ガス容器移動時の基準を 遵守しましょう!!

粉末消火器

(容器内容積が 20L 以下で、内容積の合計が 40L 以下である場合は除く)

圧縮ガス 100m³ 以上、液化ガス 1000kg 以上

⇒B-10 以上 2 個以上

圧縮ガス 15m³ < 積載量 ≤ 100m³

液化ガス 150kg < 積載量 ≤ 1000kg

⇒B-10 以上 1 個以上

圧縮ガス 15m³ 未満、液化ガス 150kg 未満

⇒B-3 以上 1 個以上

積載方法

圧縮ガス:横積み

液化ガス:立積み

アセチレン容器:立積み

○可燃性ガスと酸素混載時⇒バルブが
向かい合っていないこと

容器の取り扱い

○容器の温度は 40℃以上に
ならないようにする

○移動時はキャップを施しバルブを保護

○ロープ等でしっかり固定し、転倒・
転落防止をする

毒性ガス容器

木枠又はパッキンが施されていること

一般複合容器(FRP)

製造年月より 15 年経過
した容器は移動禁止



「高压ガス」警戒標

車輛の前後の見やすい位置に、
黒地に黄色(蛍光色)文字

高压ガスとの混載の禁止

○消防法に定める危険物との混載禁止

○塩素の容器と、アセチレン・アンモニア
水素の容器

防災工具

赤旗・赤色合図灯又は懐中電灯(+予備乾電池)・
ロープ・メガホン・漏洩検知剤・車輪止め・革手袋
容器弁開閉用ハンドル・スパナ(容器に適合するもの)

毒性ガス運搬時は、上記資材に防毒マスク・
保護具・空気呼吸器を追加

携行書面

イエローカード・移動監視者証

【移動監視者証が必要な積載量】

可燃性ガス・酸素⇒圧縮ガス 300m³ 以上

液化ガス 3000kg 以上

毒性ガス⇒圧縮ガス 100m³ 以上

液化ガス 1000kg 以上

特殊高压ガス⇒数量に関係なく必要



小池酸素工業株式会社

株式会社 辻商店

本社:0270-24-3232 太田営業所:0276-46-1236